



結婚したときの手続

- ◇ 結婚したときの区役所での主な手続のご案内です。
- ◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 外国籍の方は、出入国在留管理局(入管)で手続が必要になることがあります。

令和8年4月更新

南区役所

▲南区マスコットキャラクター みなっち

手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
婚姻届を提出する	婚姻届	<input type="checkbox"/> 婚姻届(成年の証人2人の署名があるもの) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) *外国籍の方は、本国発行の出生証明書等が必要となる場合がありますので、事前に戸籍担当へご相談ください。	2階11番 戸籍課 戸籍担当 TEL 341-1115
結婚に伴って住所を変更する場合は、「引越しの手続」をご覧ください。			
同居しているが別世帯にしていた住民票を1つの世帯にする	住民異動届(世帯合併)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(*) *代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。	2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118

◎結婚により氏名変更した場合

手続が必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の氏で印鑑登録をしている(氏ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。		2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118
マイナンバーカードを持っている(氏名変更の場合)	券面記載事項変更届 *マイナンバーカードは暗証番号の入力が必要です。	*本人以外が申請する場合や本人確認書類の種類によって、手続・必要書類が異なりますので、ホームページや電話で確認のうえ、窓口にお越しください。	
マイナンバーカードに署名用電子証明書を登録している	これまでの署名用電子証明書は失効します。引き続き利用される方は新規発行手続が必要です。		
国民年金に加入している	原則として手続不要		日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511
年金を受給している	原則として手続不要	日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511	
右欄の資格確認書、手帳、受給者証等を持っている場合は、氏名変更届がそれぞれ必要です。	氏名変更、住所変更、世帯主の変更等の届出	国民健康保険資格確認書等(お持ちの方のみ)、介護保険被保険者証等	2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126
	後期高齢者医療資格確認書、重度障害者医療証		2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
	身体障害者手帳、療育手帳、(18歳以上) *18歳未満は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1152) 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院医療)※健康保険に変更がある場合は、健康保険証情報がわかるものが必要/(更生医療) 特定医療費(指定難病)受給者証、障害福祉サービス受給者証(18歳以上) *小児慢性特定疾病、養育医療、育成医療は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1148)		2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136
医師、看護師、薬剤師、調理師等の資格を持っている	籍(名簿)訂正・免許証書換交付申請	<input type="checkbox"/> 各免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書) *ケースにより必要なもの・手続が異なります。必ずお問い合わせください。	4階44番 生活衛生課 食品衛生係 TEL 341-1191
犬を飼っている(犬の所在地、所有者情報に変更がある場合)	飼い犬の登録事項変更届	必要な持ち物はありません。	4階43番 生活衛生課 環境衛生係 TEL 341-1192
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(*) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	3階32番 税務課 TEL 341-1160

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など

裏面へ続く

◎結婚により扶養関係に変更がある場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
国民年金に加入していたが、厚生年金等に加入している配偶者の扶養に入る	配偶者の勤務先で手続してください。	配偶者の勤務先にお問い合わせください。	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129
国民健康保険に加入している方が、配偶者の健康保険の被扶養家族になる	国民健康保険資格喪失届	<input type="checkbox"/> 加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ 等 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 等	2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126

◎子どもがいる方が結婚した場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
戸籍の変更	婚姻届を出しただけでは子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍の変更については、担当窓口にお問い合わせください。		2階11番 戸籍課戸籍担当 TEL 341-1115
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	<input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータルの健康保険証画面」等)	2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
福祉医療証(親福祉医療証)を持っている *結婚により、ひとり親家庭等医療助成の受給資格がなくなります。	医療証の返却 中学校3年生までの子どもがいる場合は、小児医療助成制度への切替手続 ※令和8年6月1日から対象年齢を18歳年度末まで拡大予定	<input type="checkbox"/> (親)福祉医療証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータルの健康保険証画面」等)	
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続 *申請日の翌月分から支給対象となります(さかのぼっての支給はできません)。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳など口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者の被保険者情報がわかる書類(「日本郵政共済組合」に加入している場合のみ)	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1148
	今まで受給していた方の消滅手続	特にありません。	
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の保護者を変更する(18歳未満)	変更届	<input type="checkbox"/> 各手帳	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1152
障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の受給者を変更する(18歳未満) *18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)	変更届、異動届	<input type="checkbox"/> 各受給者証	
児童扶養手当を受給している	受給資格喪失に関する手続き	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) [※] <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し [※] ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡します(住民票・戸籍が横浜市内のみ)。 <input type="checkbox"/> 特別乗車券(受給者のみ)	
特別児童扶養手当を受給している	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続 *保護者の所得制限・対象児童の障害の程度に条件があります。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書) [※] <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(戸籍・続柄入り) [※] ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡します(住民票・戸籍が横浜市内のみ)。 <input type="checkbox"/> 対象児童の療育手帳又は身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行の預金通帳	
障害児関連の手当を受給している(20歳未満) (障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当)	扶養義務者等の変更	<input type="checkbox"/> 各手当の証書 <input type="checkbox"/> その他の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください	

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など